



特殊詐欺被害防止機器設置例

特殊詐欺被害防止機器の設置費を補助します

近年、電話による特殊詐欺が多発しています。本市では、高齢者が特殊詐欺に遭うことを未然に防ぐため、特殊詐欺被害防止機能の付いた電話機の購入および設置に要した費用の一部を補助します。

補助内容

対象 次の条件を全て満たす方

- ・市内に住民登録がある方
- ・申請時65歳以上の方
- ・市税を滞納していない方

補助対象機器

(公財) 全国防犯協会連合会が推奨している固定電話機または電話機に外部接続可能な機器

※詳しくは、全国防犯協会ホームページをご覧ください。



補助金額

特殊詐欺被害防止機器の購入および設置費用総額の2分の1 (上限額5,000円、100円未満切り捨て)

※予算がなくなり次第終了します。

特殊詐欺被害防止機能とは

犯人目線

犯人が電話を掛ける



警告の音声が流れる

「この電話は迷惑電話防止のため、自動録音されています!」



録音を嫌がる犯人は、呼び出しが鳴る前に電話を切る



受信側目線

警告の音声が流れている間、呼び出し音は鳴りません

音声が終わった後に呼び出し音が鳴り、安心!



補助金申請の流れ

対象機器を選定



店舗にて対象機器の購入、設置

※補助の対象機器であることをご確認ください。



交付申請

下記の必要書類を持って、交通防犯課へ



補助金の交付 (口座振込)



必要書類

- ・鈴鹿市特殊詐欺被害防止機器設置費補助金交付申請書兼請求書 (様式第1号)
- ・マイナンバーカード、運転免許証、その他年齢を確認できる書類の写し
- ・購入した機器装置が分かる書類 (カタログなど、写し可)
- ・購入および設置に要する費用の支払い手続きが完了したことを証する書類 (領収書など)
- ・市税の完納を証する証明書 (完納証明) (申請日前3カ月以内に発行されたもの)

※様式第1号は、交通防犯課、地区市民センターまたは市ホームページで入手できます。